

2024年度(令和6年度)版 こども文化センター 利用案内



高津 こども文化センター

運営事業者 株式会社理研キッズ

【日々の利用に関するお問い合わせなど】(2024年4月～)

- ◆ 高津こども文化センター 電話:044-822-6429
(平日・土曜 9:30-21:00 日曜・祝日 9:30-18:00 ※12/29-1/3 閉館)

【各種お問い合わせなど】(2024年3月1日～)

- ◆ 運営事業者 (株)理研キッズ 本部問い合わせ窓口
電話:0800-800-1149 (平日 10:00~18:00)
- ◆ 運営事業者 (株)理研キッズ お客様相談室
電話:0120-009-951 (平日 10:00~18:00)



(ホームページ)

(注) 本案内の内容は、2024年2月時点で作成したものです。

1-1 こども文化センター運営の基本理念・設置の目的

(1) 設置の目的

こども文化センターは、川崎市こども文化センター条例により「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進するとともに情操を豊かにし、もって児童の健全な育成を図るため」に設置された、児童福祉法に規定する児童厚生施設です。

川崎市のこども文化センターは、この児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設である（小型）児童館として、児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的としています。

(2) 運営の基本理念

① 児童館運営の理念

川崎市こども文化センター運営要綱では、基本理念として次の3項目を掲げています。

- (ア) 健全な遊びと、適切な指導を通じて児童の健康の増進と豊かな情操のかん養を図り、もって社会性に富む児童の育成に努めなければならない。
- (イ) 常に児童に係る安全の確保に留意するとともに児童の主体性が尊重されるような環境作りに努めなければならない。
- (ウ) 地域に係る児童の健全育成の拠点として機能するため、地域組織及び関係機関との連携を図らなければならない。

② 川崎市子ども権利条例の理念

川崎市では、国連の児童の権利に関する条約をもとに平成13（2001）年、全国に先駆けて「川崎市子どもの権利に関する条例を施行しました。

子どもの権利条例では、「子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下（前文）」で、ありのままの自分でいる権利など現実に保障されるべき子どもの権利を規定するとともに、第3条においては、「子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努める」ことを川崎市の責務であるとしています。

〈子どもの権利条例の6つの基本理念〉

- 1 子どもは、それぞれかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である。
- 2 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。
- 3 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。
- 4 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。
- 5 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている。
- 6 市は、子どもの権利が保障されるよう努める。

【人間として大切な7つの子どもの権利】

- 1 安心して生きる権利（命が守られ、愛情と理解をもって育てられる）
- 2 ありのままの自分でいる権利（一人ひとりの違いが認められ、ホッとできる場所がある）
- 3 自分を守り、守られる権利（いじめ・虐待・体罰などから逃れて相談できる）
- 4 自分を豊かにし、かづけられる権利（遊び、学び、幸福を求めらる中で、励まされる）
- 5 自分で決める権利（年齢と成長にあわせて、自分のことを決められる）
- 6 参加する権利（自分の意見や考えを表して社会に参加し、仲間をつくる）
- 7 個別の必要に応じて支援を受ける権利（国籍や障害、性別などで差別を受けず、大切にされる）

【子どもの居場所】

ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所

(3) 「こども文化センター」のめざす3つの方向性

こども文化センターは、児童に健全な遊びを与えて、心身の健全な育成を図るとともに、これまでも町内会・自治会や子ども会などが、館の運営協議会に参画しながら、地域の児童の健全育成の環境づくりを進めてきました。

本市の社会状況や子ども・若者、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、今後は、乳幼児を持つ親と子、小学生、中高生や高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支え合うことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを進めていく必要があります。

そのため、今後のこども文化センターにおいては、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現に向け、次の3つの方向性をめざします。

① 様々な世代が集まる居場所

乳幼児の親子から、小学生・中高生、高齢者まで、地域の中で、異年齢の子どもや多世代が集まり“つながり”を持てる施設として、家庭や学校、会社以外の居場所機能の強化を図る。

② 地域人材の育成と活動の場の提供

地域の“人材を子どもの頃から育て”、地域団体等の“活動の活性化に向けた支援”をする施設として、地域活動の担い手の育成機能や活動の場の提供機能の強化を図る。

③ 関係機関との連携

地域の様々な主体と連携し、“誰もが住みやすい地域づくり”を進める拠点的な施設として、職員の資質向上や「区役所地域みまもり支援センター」や「児童相談所」、「学校」などの関係機関・関係団体との連携機能の強化を図る。

1-2 運営法人 株式会社理研キッズ(理研グループ)について

- ① 幼児教育や野外教育の実験的活動を精力的に展開・実践した横浜国立大学教育方法学の故・伊藤忠彦教授の研究チームと横浜国立大学発達心理学、児童心理学の故・依田明教授の研究チームが発祥の43年目の企業です。本社は横浜駅東口に、川崎支部は川崎駅南口にそれぞれございます。事業所は首都圏ならびに関西圏を中心におよそ200拠点、国内外に会員がおよそ2万8000人いらっしゃいます。
- ② 「0歳からの生涯教育」をスローガンに掲げ、「子ども・子育て支援」に特化し、保育・教育サービス事業を営んでおります。

【学童保育・放課後事業】 ※2024年4月時点での運営予定数 (132施設運営予定)

・川崎市こども文化センター	4施設	・川崎市わくわくプラザ	8施設
・横浜市放課後キッズクラブ	82施設	・横浜市寄り添い型生活支援事業	2施設
・千葉市アフタースクール	15施設	・さいたま市放課後子ども居場所事業	1施設
・東京都墨田区学童クラブ及び分室	2施設	・鎌倉市放課後かまくらっ子	6施設
・座間市児童ホーム	2施設	・横須賀市放課後児童クラブ	3施設
・理英会アフタースクール	7施設		

【他の保育・教育サービス事業】

- ・川崎市認可保育園、横浜市認可保育園を中心に、パレット保育園 を運営 (0~6歳)
- ・幼児教室 どんちゃか幼児教室、幼稚園・小学校受験 理英会 を運営 (0~6歳)
- ・学習塾 国大Qゼミ を運営 (7~18歳) ・学内塾 放課後スクール を運営 (7~12歳)

- ③ 神奈川県を中心に、千葉県・東京都・埼玉県など首都圏で130を超える学童保育施設、放課後健全育成事業を運営する法人です。小学生に安全で、楽しくためになるプログラム・活動の機会を提供しています。また保護者に安心していただけるよう、安心・安全な居場所作りを心掛け、より利用しやすい施設を目指すべく、万全な事務機能を備えた企業です。皆さまのご期待に添えるよう努力してまいります。どうぞよろしくお願いたします。

1-3 こども文化センターの活動(休館日・開館時間)について

こども文化センターの利用料は「無料」です。ただし、クラブ活動や行事などで材料費や参加費がかかる場合があります。

① 休館日・開館時間・活動場所について

休館日	開館時間	
<u>12月29日~翌年の1月3日までの日</u>	月曜日から土曜日	<u>9時30分~21時00分</u>
	日曜日 国民の祝日	<u>9時30分~18時00分</u>

こども文化センターASCL（アスクール）のご案内

小学生の保護者の方へ

ASCLとは、 A=After（アフター） S=School（スクール）
C=Children（チルドレン） L=Land（ランド）
「放課後児童の場・国」の略で、「明日来る」の意味も込められています。
学校の授業が終了したら、靴を持ったままこども文化センターの利用ができる制度です。

子どもは遊びのなかからさまざまなことを学び、自立していきます。

異年齢集団による遊びは、社会性、協調性等を養うとともに、たくましく豊かな心で成長するためにとっても大切なことであり、こども文化センターは、児童の健全育成のために、遊びを中心としたさまざまな事業を行っています。

こども文化センターの利用は、放課後、一度家に帰ってからが原則ですが、ASCLに登録（申込み）をすると、学校から直接来館し、利用することができます。

- | | |
|-----------|---|
| ★ 活 動 内 容 | 児童が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身につけられるよう、児童の自主性を尊重するとともに、仲間づくりや各種行事への参加を働きかけるなど、遊びを中心とした健全育成活動を行います。 |
| ★ 対 象 者 | 小学1年生～6年生 <u>（川崎市内在住）</u> |
| ★ 利 用 時 間 | 月曜日～金曜日 … 放課後から午後6時までの自由な時間
学校の休業日は、自由来館としてご利用ください。 |
| ★ 費 用 | 無料です。ただし、行事やクラブ活動等に参加する際は、参加費が必要になる場合があります。
また、万一に備えて安全保険の加入をお勧めしています。
保険料：年額810円 詳細は裏面を参照ください。
※ <u>わくわくプラザの保険に加入している場合には、加入の必要はありません。</u> |
| ★ 申込み方法 | 申込みは年度ごとに必要です。
申込用紙等はこども文化センターで随時配付しています。
必要事項を記入後、利用したいこども文化センターに提出してください。
<u>※登録はひとりにつき1館のみです。複数の施設に登録することはできません。</u> |
| ★ 利用方法 | ① 学校の授業終了後、こども文化センターへ直接来館します。
② 児童カード（入退メール送信可能）をスキャンし、靴を預けた後は、自由に遊べます。
③ 帰るときは職員にあいさつをして、児童カードをスキャンしてから帰ります。
※18時までならばいつでも帰っても自由です。こども文化センターでは、利用する日や来館時間、帰宅時間の管理は行いません。
※給食のない日は、弁当を持参して、館内で昼食をとることもできます。 |

保険加入について

わくわくプラザ・ASCL を利用する時点から、学校で加入している災害共済給付は適用されません。万が一に備え、利用申込と合わせて、できる限り加入をお願いいたします。なお、本保険加入は年間掛金を適用しているため、一度納入された後は、返金することができません。

【補償内容】

「①傷害保険（あいおいニッセイ同和損保）」

「②賠償責任保険（CHUBB 保険 or ニューインディア&日新火災のビジサポ）」

2つの補償に同時加入をし、対応させていただきます。

わくわくプラザ・ASCL の活動中及びわくわくプラザ・ASCL とご自宅の往復途中に発生した事故等を補償する制度です。

①お子さんがケガによる死亡、後遺障害、入院、通院を補償（「熱中症」および「細菌性・ウイルス性食中毒」も対象です）

②お子さんが他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことで法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。

【保険責任期間】

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間

※4月1日以降に利用を開始した場合は、利用を開始した日から2025年3月31日までとなります。

(1)保険加入料金

お子さん1人につき年額810円

(2)補償内容

	内容	保険金額・支払限度額*
傷害保険	通院（1日目から90日限度）	1,500円/日
	入院（1日目から180日限度）	4,000円/日
	死亡	3,000万円
	後遺障害（最高）	3,000万円
賠償責任	対物賠償・対人賠償	人身1億円 財物1事故5億円

※傷害保険は、医療機関にかかる全額が補償されるものではありません。定額の支払いとなります。

(3)対象となる事故の範囲

傷害保険…わくわくプラザ・ASCL 活動中のお子さんの事故、わくわくプラザ・ASCL とご自宅の往復途中におけるお子さんの事故（交通事故を含む）

賠償責任…わくわくプラザ・ASCL 活動中にお子さんが他人にケガをさせたり他人の物を壊したりしたことで、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害

(4)支払方法

コンビニ振込となります（振込手数料は、かかりません）。

(5)その他

- ・利用申込に際して提出していただいた個人情報については、保険金の請求のために契約保険会社に提供することがありますのでご了承ください。
- ・事故発生日から3か月以上経過しても保険金請求に関わる案内が届かない場合は、わくわくプラザまでご連絡ください。

高津こども文化センター施設利用について

こども文化センターは、児童館という目的施設ですが、地域の中で、様々な世代が集まる居場所として、乳幼児の親子から、小学生・中高生、高齢者まで、異年齢の子どもや多世代が集まり“つながり”を持てる施設です。施設の有効活用のため、目的施設として支障をきたさない範囲で、児童福祉関係者や市民活動における地域の活動拠点として、ご利用いただけます。

また、こども文化センター、わくわくプラザ事業にご理解いただき、事業面での連携や、ボランティア登録、運営協議会への参画などのご協力をお願いします。

1 利用内容

各室での団体利用

2 対象

- ア 児童福祉関係者（児童健全育成活動に寄与又は関与する者・団体）
- イ 市民活動団体（地域において、市民活動を行っている団体）
※市民活動団体とは、ボランティア活動をはじめ、市民が自発的、継続的に参加し、社会サービスの提供など、第三者や社会の課題解決に貢献する、営利を目的としない活動を指します。
- ウ その他、館長が認める者

3 利用の制限

- ア 利用者は、条例、規則及び要綱等で定める事項を遵守しなければなりません。
- イ 宗教、営利、政治を目的とした活動に利用することはできません。
※営利を目的とした活動について
 - ・物品販売や営業行為等は禁止します。
 - ・会費や参加費等、活動によって得た利益や資産を構成員に分配する行為は禁止します。（企業や指導者が月謝を徴収する教室や塾等は、営利と考えます。但し、団体構成員同士で会費を集めて行う活動は可能です。）
- ウ ヘイトスピーチ解消のための法律が施行されています。同法に定める不当な差別的言動を行わないこと等、関係法規を遵守してください。

4 利用の中止等について

館長は、次の各号に該当するときは、施設等の利用を中止又は利用登録の承認を撤回することができます。

- ア 公序良俗に反する行為を行ったとき。
- イ 利用目的以外の目的で利用したとき。
- ウ その他、館長が、他の利用者等の迷惑になる、又は施設等の運営上支障があると判断した行為を継続したとき。

5 団体利用について

2名以上で構成された団体は、事前予約により各室を利用して活動することができます。

ア 部屋名

集会室・学習室・図書室・遊戯室

※乳幼児室は、終日、貸し出しを行いません。

※原則、1回につき1部屋の貸し出しとなります。2部屋以上ご利用になりたい場合は、ご相談ください。

※児童の居場所の確保のため、日によっては、利用いただけない部屋もあります。

イ 利用可能な日・時間

利用場所の整理、原状復帰等は、すべて利用する者が行い、利用時間は、準備及び原状復帰に要する時間を含むものとします。

原則、団体の荷物等を館に保管することはできません。

	開始時間	終了時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
①	9:30	12:00				○ ※1		×	×
②	12:00	放課後 ※2				○ ※1		×	×
③	18:00	20:45				○ ※3			

※1 学校の長期休業期間などは、ご利用いただけません。

※2 小学生、中学生の利用開始時刻により、利用可能日や時間が変わる場合があります。

※3 中学生、高校生世代の利用状況により、利用可能日や時間が変わる場合があります。

※1、2、3 児童の利用状況や施設補修・工事点検等により、受付後及び利用当日に変更のお願いをする場合があります。

例：15時まで利用予定だったが、14時に小学生の利用が始まった。

⇒児童館としての機能が優先になるため、部屋の変更や、利用の短縮、中止などへのご協力をお願いします。

ウ 利用手続きについて（詳細は、【別紙1】参照）

①団体登録申請

- ・事前に「団体登録申請書」を提出し、登録してください。（※年度ごとに登録が必要です）
※団体とは、2名以上で構成された組織とします。
※原則、不特定多数を対象とした事業やイベントではご利用いただけません。

②団体利用日の申請

- ・「利用申請書」を提出してください
- ・施設の利用許可申請は、原則、利用する日が属する月の3か月前の1日からとします。
- ・同一の団体等に対する利用許可は、イの時間帯の中で、月2回（合計6回）までとします。
- ・7日前までに申請がなかった場合には、館の運営及び他の利用者に支障のない範囲で利用できます。
- ・利用日が同一となる場合は、児童福祉関係者（青少年団体及び乳幼児サークルなど）を優先とした上で、抽選します。

③利用の許可

- ・川崎市こども文化センター運営要綱により、正式な利用の許可は利用日の30日前からでとなります。
- ・児童の利用状況や施設補修・工事点検等により、受付後及び利用当日に変更のお願いをする場合があります。

エ 利用の報告について

利用後に「団体利用人員報告書」を提出します。

6 個人利用（18歳以上）について

18歳以上の個人がこども文化センターを利用したい場合は、児童福祉や市民活動などを目的とした活動であればご利用いただけます。（部屋の予約はできません。）

「こども文化センター利用申込書（個人用）」への記入が必要です。

7 その他（注意事項）

- ・館内及び敷地内での喫煙及びアルコール類の持込、飲用は禁止です。
- ・車での来館はご遠慮ください。
- ・ごみ等は利用者が責任を持ってお持ち帰りください。
- ・館周辺への環境（騒音、ゴミの投棄、路上駐車等）にはご配慮ください。
- ・指定スペース以外での、飲食を伴う活動を行う場合は、ご相談ください。
- ・利用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は利用団体で対応してください。
- ・館内の備品や施設を故障、破損をさせた場合は、弁償していただく場合があります。
- ・18時以降に、小学生以下を含む活動を行う場合は、帰宅時、保護者等の迎えを必須とする、自宅まで送るなど、団体の責任において安全確保に努めてください。

【団体登録】（年度ごと）

- ◎事前に、団体登録申請書を提出し、団体登録をしてください。
 - ※団体登録申請書は、こども文化センターで直接受け取るか、ホームページでダウンロードしてください。



【利用申請】（利用希望日が属する月の、3 か月前から）

- ◎こども文化センターに、利用申請書を提出してください。
- ◎受付後、受付番号をお知らせします。
 - ※FAX での受付も可能です。その場合、電話で相互に送受信の確認を行います
 - ※利用申請書には、各時間帯につき2回（合計6回）まで記入できます。
 - ※各時間帯につき3回目以降の利用については、館の運営及び他の利用者に支障のない範囲で、利用希望日の7日前から申し込みができます。
 - ※利用申請書はこども文化センターで直接受け取るか、ホームページでダウンロードしてしてください



【利用調整・抽選】（利用希望日が属する月の、3 か月前の20日）

- ◎3 か月前の1日から19日の間の申し込みで、利用希望日が重なった場合は、20日に利用調整と抽選を行います。

【利用調整・抽選】

児童福祉関係者（青少年団体及び乳幼児サークルなど）を優先とした上で、公開抽選を実施します。

【発表】

翌21日に、館内掲示及びホームページ上で、受付番号により発表します。
※電話での問い合わせも可能です。



【利用の許可、当日の利用】

- ◎正式な利用の許可は利用日の30日前からです。（川崎市こども文化センター運営要綱による）
 - ※控えが必要な場合は、希望に応じて、利用申請書・許可書を複写し、お渡しします。
 - ※都合によりキャンセルされる場合は、速やかにご連絡ください。
- ◎利用当日は、利用後に「団体利用人員報告書」を提出してください。

